

# 三多摩上下水道及び道路建設促進協議会(三水協)第2委員会概要

2019(令和元)年7月23日  
@東京自治会館大会議室

小平市議会議員・安竹洋平  
(最終編集2019/7/24)

# 参加市町村

- 多摩26市、3町、1村

八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村

# 次第

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 来賓あいさつ
4. 会務報告(資料1)
5. 協議事項
  1. 令和元年度第2委員会活動計画(案)について(資料2)
  2. 国・東京都に対する陳情書(案)について(資料3)
  3. その他
6. 閉会

# 活動計画(案→可決)

開催日	会議	内容
令和元(2019)年 7月19日	正副委員長 会議	1. 令和元年度第2委員会活動計画(案)について 2. 国・都に対する陳情書(案)について 3. 第2委員会の開催について 4. その他
7月23日	委員会 (第1回)	1. 令和元年度第2委員会活動計画(案)について→可決 2. 国・都に対する陳情書(案)について→可決 3. その他→なし
8月19日	陳情及び要請 行動	国、東京都及び東京都議会へ陳情書提出
令和2(2020)年 1月28日	委員会 (第2回)	1. 令和元年度第2委員会報告について 2. 令和2年度第2委員会運動方針(案)について 3. 令和2年度第2委員会正副委員長の選出について 4. その他

\* 各自治体からは8月から1月の間に新たな陳情書案を提出する

# 下記事項について国・都及び関係機関に対し引き続き積極的に運動を進める

## 1. 財政支援について

1. 国は、公共下水道事業の面的整備を円滑に促進するため、社会資本整備総合交付金等の国庫補助金について、管渠の国庫補助対象範囲を全ての管径に拡大するなど、補助対象範囲を拡大するとともに、国庫補助率を昭和59年度の補助率まで早期に復元し、いずれは、流域下水道並みの補助率へ引き上げること。
2. 国・都は、下水道事業を円滑に推進するため、地方債の資金区分について、公的資金の拡充及び優先配分を図ること。
3. 国・都は、高金利時に借り入れた下水道事業債に対して、公的資金補償金免除繰上償還及び借換制度を復活させ、その要件緩和を図るとともに、新規下水道事業債における償還方法についても見直しを図ること。
4. 国・都は、下水道事業完成地域の維持・管理に要する経費の補助を認めること。
5. 都は、都民の水源である多摩川源流域の環境保全とその支流である秋川の源流域の河川汚濁防止のため、奥多摩町・檜原村の公共下水道整備等に係る技術支援及び財政的援助を図ること。
6. 国・都は、流域下水道事業建設負担金に係る補助率を引き上げ、建設負担金の軽減を図ること。
7. 都は、国庫補助対象事業として行う公共下水道事業に対する都補助金について、補助対象範囲等の拡大及び補助率の引き上げを図ること。
8. 都は、流域下水道維持管理負担金の市町村負担額の軽減を図るとともに、汚水量認定における不明水について、「維持管理に関する申し合わせ事項」を見直し、費用の一部を負担するなど、公共下水道管理者である市町村と連携し、不明水対策の推進を図ること。
9. 都は、単独処理区の流域下水道への編入に係る財政及び技術的支援を行うこと。
10. 都は、単独公共下水道事業に要する費用への助成制度の充実を図ること。
11. 都は、下水道使用料徴収事務委託料の軽減を図ること。
12. 都は、公共下水道築造工事に係る都道掘削に伴う復旧監督事務費の徴収を免除するとともに、道路補修工事等に伴うマンホール蓋の高さ調整について、費用負担の軽減等を図るため、応分の負担をすることや、都の発注工事への組み入れ等の対応を行うこと。
13. 国・都は、公共下水道事業及び流域下水道事業建設負担金に係る起債の償還期限を延長するとともに、償還に伴う利子補給制度を新設すること。
14. 国・都は、局地的浸水に対する貯留・浸透施設への補助金の充実を図るとともに、対象流域の拡充等の支援の充実を図ること。
15. 国・都は、下水道事業の維持・管理に要する経費の雨水処理の財源として、補助制度の創設等財政的支援を図ること。
16. 国・都は、下水道ストックマネジメント支援制度による施設の改築・更新及び下水道総合地震対策事業による耐震化に対する補助対象の拡充を図ること。
17. 国は、東京湾の閉鎖的水域において環境基準を満たすための設備改修工事に関する助成制度の充実を図ること。
18. 国は、地方公営企業会計の導入にかかる財政支援について、さらなる拡充を図ること。また都は、技術的助言及び補助を行うこと。
19. 国・都は、起債対象事業の拡大・条件緩和を図ること。
20. 国・都は、一般家屋の浸水対策のため、止水板設置の補助制度を整備すること。
21. 都は、流域下水道建設事業関係市町村負担金について、市町村が負担すべき項目に限定し、その根拠を明確に提示すること。
22. 国は、下水道事業に充当される公害防止事業債に係る地方財政措置の継続を図ること。
23. 国は、下水道施設の改築への国費支援を確実に継続するとともに、予算を増額すること。職いつ"酷臥剛幅菖で撫嚙)
24. 都は、雨水管渠設置に対する都補助金の補助率の引き上げを図ること。
25. 国は、市町村が経営戦略を策定する際の財源措置を延長すること。

## 2. 施設の維持管理について

1. 都は、豪雨時における水再生センターの流入抑制に伴う流域幹線での噴出事故防止のため、各水再生センター内に一時貯留施設を新たに設置すること。

## 3. 雨水対策について

1. 都は、複数の市町村にまたがる区域の下水道雨水排除(空堀川排水区)については、広域的な下水道整備の観点から、流域下水道事業として整備推進を図ること。
2. 都は、雨水浸透施設設置事業補助制度を復活すること。

## 4. 河川整備について

1. 国・都は、中小河川(善福寺川、神田川、白子川、石神井川、野川、境川)の改修整備を促進すること。
2. 都は、不老川の早期改修整備促進を埼玉県に、境川の早期改修整備促進を神奈川県に働きかけること。

## 5. 下水道事業の促進及び運営等について

1. 国は、下水処理場用地として、補助金等の交付を受けて取得した用地と市単独費にて取得した用地とを交換することが可能な制度を設けること。

**\* 各項目についての詳細が必要な方は  
安竹までご連絡ください。**

# 小平市からの要望(9件)

## 新規/継続

継続	国は、公共下水道建設費国庫補助金の補助枠の拡大と補助率の引き上げを行うこと。
継続	国・都は、下水道債について補償金なしの繰上償還及び借換制度の実施をすること。
継続	都は、公共下水道建設費都補助金の補助枠の拡大と補助率の引き上げを行うこと。
継続	都は、流域下水道事業建設負担金の軽減を図ること。
継続	都は、流域下水道維持管理負担金の軽減を図ること。
継続	都は、道路補修工事等に伴うマンホール蓋の高さ調整に対する後付工法による施工箇所及び施工方法の軽減を図ること。
継続	都は、下水道使用料徴収事務委託料の軽減を図ること。
継続	国は、下水道債について公的資金の配分の充実及び優先配分を図ること。
継続	国は、下水道事業に充当される公害防止事業債に係る地方財政措置の継続を図ること。

# 要望提出から陳情の流れ

